第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第82回国民体育大会(以下「国体」という。)及び第27回全国障害者スポーツ大会(以下「全障スポ」という。)における競役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の方針に基づき実施する。

1 基本方針

(1) 国体の競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催 基準要項 (以下「要項」という。)」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあた る競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会(以下「専門委員会」という。)におい て審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において 決定する。

なお、全障スポの競技役員等の編成は、専門委員会において審議を行い、会場地市町 村、競技団体等と十分協議し、常任委員会において決定する。

- (2) 競技役員等の編成は、1人1競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

ア 主に競技会(試合等)運営に携わる役職

	役職名	定義	編成方法
競技役員	競技会役員		名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員
			長、副委員長及び委員とする。
	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成する
			こととし、必要に応じて中央及び近県競技団
		The state of the s	体関係者を含めて編成する。
	運営員		原則として、県競技団体関係者と会場地市
			町村関係者等をもって編成することとし、必
			要に応じて中央及び近県競技団体関係者を
			含めて編成する。
	競技補助員	競技役員の業務の補助に	会場地市町村及び周辺市町村に在住する
		携わる者	当該関係者をもって編成する。

イ 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等 の競技会を支援する間接的な 業務に携わる者	
競技会補助員		会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、専門委員会において審議を行い、常任委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して他の競技役員等や関係役員等(監督、コーチ、選手 及び集団演技関係役員等)となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して 調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される 業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に競技会(試合等)運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技	審判員	総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行、報道
役員	運営員	表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
	競技補助員	競技役員の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に係る業務内容

	役職名	業務内容
		総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売等
競技会補助員 競技会係員の業務を補助する。		競技会係員の業務を補助する。

5 その他

第82回国民体育大会冬季大会については、別途定めるものとする。